

知財を学ぼう 初心者向 セミナー



講師 弁理士 穂坂道子

「ビジネスモデル」に関する特許権

2000年頃に出願ラッシュのあった「ビジネスモデル特許」。「ビジネスの方法」は、「自然法則を用いた」「技術」ではないため、元来、特許権の対象になりませんが、表現次第で特許になる場合もあります。特許になるビジネスモデルと、特許にならないビジネスモデル、その境界線を説明致します。

2014年9月2日(火) 18:30~20:00
場所：河野国際特許事務所 小田原支所 (参加費：資料代200円)

2014年9月16日(火) 18:30~20:00
場所：平塚商工会議所 第一会議室A (参加費：資料代200円)

お申込みは、

main@a-kohno.com 宛 又は、
このまま FAX:03-3584-7587

参加者名：	参加するセミナーに ○をお願いします
連絡先住所：	()
連絡先電話番号：	9月2日(火) 小田原
(連絡先FAX)：	()
連絡先email：	9月16日(火) 平塚

主催：知財活用経営推進会議

連絡先：河野国際特許事務所 小田原支所 (main@a-kohno.com 小田原市栄町1-6-12)

電話でのお問合せは河野国際特許事務所東京事務所(03-3583-5043)宛にお願いします。

今後の予定

時期が近付いたら募集します。お楽しみに！

「ハート型レモン」の知的財産権

♡ 「レモン」に特許権?? ♡

2014年11月4日(火) 18:30~20:00
場所：河野国際特許事務所 小田原支所

2014年12月2日(火) 18:30~20:00
場所：平塚商工会議所 第三会議室

これまでに扱ったテーマ

セミナー概要	日程	会場
基礎1(商標権) -喜多方ラーメン事件- 「商標の基礎」と、例外的な制度である「地域団体商標制度」について説明します。その後、「喜多方ラーメン」の判決文を共に読みます。貴社の商標戦略に役立ててください。 	2012年4月 5月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎2(特許権) -サトウの切り餅事件- 餅の「切り込み」の位置が問題になった事件、裁判所は「サトウの切り餅」は越後製菓の特許権を侵害する、損害賠償金は8億円、との判決を出しました。 	2012年6月 7月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎3(著作権) -ひこにゃん事件- ゆるキャラの先駆者「ひこにゃん」の事件、一番の問題点は、彦根市とデザイナーのどちらに「翻案権(ほんあんけん)」があるか?でした。著作権の譲渡は慎重に行う必要があります。 	2012年9月 ~11月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎4(意匠権) -特許権で守るか意匠権で守るか? - 意匠権は製品の形態(かたち、色、模様)に関する権利。新製品のアイデアが、特許の「進歩性」の要件を満たすかどうか境界線上にある場合、特許の代替手段にできます。 	2013年1月 ~3月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎5(実用新案権) -無審査で登録になる権利とは? - 実用新案権は、特許と違って実体審査なしに権利を得ることができるため、権利の性質が特許とは全く異なります。無審査で得られる実用新案権とはどんな権利でしょう?? 	2013年4月 ~5月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎6(外国) -外国での特許権、商標権の取り方- 製品を海外で製造したい、製品を海外から輸入したい、海外でも販売を展開したい・・・ そんなときは外国でも特許権、商標権を取得しましょう。 	2013年6月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎7(特許) -特許調査- 特許庁HPの電子図書館を利用した調査、特許制度の基本を知らずに利用すると、思わぬ落とし穴が、、、 目からウロコが落ちる経験をしていただきます! 	2013年9月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎8(商標) -商標調査- 特許庁HPの電子図書館を利用した調査、商標制度の基本を知らずに利用すると、思わぬ落とし穴が、、、 目からウロコが落ちる経験をしていただきます! 	2013年11月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎9(特許) -リサイクルと特許権侵害の境界- インクジェット式プリンタのインカートリッジ、中のインクを使い終わったら、再度インクを入れて再利用しようと考えた賢い企業がありました。 ところが特許権侵害が問題に・・・ 	2013年12月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎10(商標) -コカ・コーラ瓶の立体形状- 文字なしでの形状の登録が認められた、ということで世を騒がせたコカ・コーラ瓶の登録を例に挙げ、立体商標制度について基礎から掘り起こして解説します。 	2014年1月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎11(特許) -勤務中の発明は誰のもの? 職務発明- 中村修二氏は、職務発明に関する訴訟で、過去の勤務先から約9億円の支払いを受け、これをきっかけに、発明者が勤務先の企業を訴える訴訟が相次ぎました。 	2014年2月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎12(商標) -「阪神優勝」はなぜ無効になった? 著名商標- 著名な商標「阪神優勝」の登録が無効になった事件を題材に、商標プロカーの存在や、無効審判制度を含めた商標登録のからくりを、じっくり説明します。 	2014年3月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎13(著作権、商標権) -「くまモン」を巡る知財の調査報告- 人気ゆるキャラ「くまモン」。ニセモノ商品を食い止めるための知的財産権の備えはできているでしょうか。 熊本県からの依頼があったわけではありませんが、くまモンを巡る知的財産権の現状を調査させていただきました! 	2014年4月	小田原箱根商工会議所 平塚商工会議所
基礎14(商標権) -おんせん県おおいた- 「おんせん県おおいた」にまつわる商標権を、ついに取得した大分県。その商標権の内容はどのようなものでしょうか?そして、大分県がこの商標権を取得したのち、他の温泉地で使えなくなるのはどんな商標でしょうか? 	2014年6月	河野国際特許事務所 小田原支所 平塚商工会議所